

電動キックボード等の 取扱いに **要注意** !



◎ 特定小型原動機付自転車(令和5年7月1日から適用)

タイプ 1



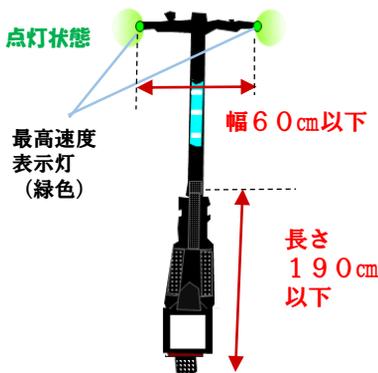
《概要》

道路交通法上の「原動機付自転車」の区分に、新たに「特定小型原動機付自転車」が設けられました。

《基準》

- ① 大きさ
長さ190cm以下、幅60cm以下
- ② 構造
 - ・ 定格出力が0.6kW以下の電動機を使用している
 - ・ 構造上の最高速度が時速20km以下である
 - ・ 走行中に最高速度の設定を切り替えることができない
 - ・ AT機構が設けられている
 - ・ 最高速度表示灯が備えられている

タイプ 2



重要

上記基準に該当しない電動キックボード等は、従来の原付である「一般原動機付自転車」等となりますので
○ 運転免許 ○ ヘルメット
が必要です！！

「電動自転車」や「電動三輪車」と謳っている商品の中には「原付」に該当する場合もありますので、この場合も注意が必要です。

《必要な装置等》

必要な装置	
制動装置	前照灯
尾灯、制動灯	方向指示器
後部反射器	警音器
最高速度表示灯	スピードリミッター
不要な装置	
番号灯	速度計
後写鏡	消音器

《必要な装備等》

必要な装備	
ナンバープレート 	自賠責保険
努力義務	不要な装備
ヘルメット 	運転免許証

16歳未満の運転は禁止です！！

「特定小型」用のナンバープレートを取得する必要があります。



《走行場所等》

車両区分	走行場所						通行方法	
	車道	普通自転車専用通行帯	自転車道	路側帯 (左側部分のみ)	歩道	一方通行 (自転車を除く)	交差点 左折	交差点 右折
特定小型原動機付自転車	○	○	○	×	×	○ (双方通行可)	左側端に沿って徐行	必ず二段階右折
一般原動機付自転車	○	×	×	×	×	×	左側端に沿って徐行 (規制方向のみ)	一部二段階右折

※ 歩道走行は、時速6kmモードの「特例特定小型原動機付自転車」のみです。

※ 特例特定小型原動機付自転車は最高速度表示灯が「点滅」します。

